

## はじめてのまなび応援事業プログラムリスト登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、はじめてのまなび応援事業の講師となることを希望する県内の生涯学習に取り組む団体（以下「県内団体等」という。）からプログラムの提案を受け、はじめてのまなび応援事業プログラムリスト（以下「リスト」という。）として登録するために必要な事項を定めるものとする。

### (登録可能なプログラム、県内団体等の条件)

第2条 リストへ登録することができるプログラム及び県内団体等は、次のとおりとする。

- 1 プログラムは、公演・講話、実技披露及びワークショップ等、児童・生徒を対象に分かりやすく実施できる内容であること。
- 2 県内団体等は、県内外において同様の催しの開催実績がある等、事業実施体制を備えていること。
- 3 その他、まなび課長が認めるプログラム、団体等であること。

### (登録の申込)

第3条 リストへの登録を希望する県内団体等は、別に定める募集期間内に、「はじめてのまなび応援事業プログラムリスト」登録申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、まなび課長に提出するものとする。

### (申込書の審査)

第4条 申込書の提出があったときは、まなび課長はこれを審査し、記載事項等の確認を行い、提出者にリストへの登録の可否を通知する。

### (リストの公表)

第5条 リストは、佐賀県ホームページ上に公表する。

### (公表期間)

第6条 公表期間は、募集を行った当該年度末までとする。ただし、プログラムをリストに登録された県内団体等が公表の停止を申し出た場合は、まなび課長は速やかに公表停止手続きを行う。

### (その他)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、まなび課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。